

東郷町御岳地区におけるボランティア輸送について

(R8.10.16 東郷町公共交通対策室)

1 ご説明の趣旨及び経緯

東郷町御岳地区において、地域住民の支え合いによるボランティア移動支援活動「御岳おでかけ君」が、令和8年7月6日から実施されました。本取組は、道路運送法上の許可又は登録を要しない住民の自主的な互助活動ではありますが、地域交通に密接に関わる事案であることから、地域を支える交通事業者様との調和を図るため、事業の概要について情報共有致します。

2 事業の概要

項目	実施内容
実施主体	御岳おでかけ支援隊（御岳地区自治会内のボランティア団体）
利用対象者	事前登録を行った 65 歳以上の御岳地区自治会員
運行規模	週 4 日（月・火・水・金）／ 9:00～17:00 ／ 1 日 1 台（ボランティア自家用車）
運行エリア	東郷町内及び御岳地区近隣（医療機関、公共施設等）の近距離送迎
運行期間	令和8年7月6日～令和8年9月30日まで（3カ月の実証運行）

3 事業の特徴

本活動は、単なる安価な移動手段の提供ではなく、**地域福祉・見守り活動の一環**として実施されます。既存の仕組みでは手の届きにくい制度の「ハザマ」にいる高齢者を支える行政では実現困難な、よりきめ細やかな支援が期待される事業です。

- **ターゲットは「一人で公共交通に乗れない方」**
フレイルや軽度認知症等により、一般タクシーや路線バスに一人で乗車・予約することが困難な方
- **包括的な見守りによる「移動困難者を支援し、つなぐ」機能**
地区の民生委員の協力により、日常の見守りの中で「困っていても自分から言い出せない」移動困難者を発見し、支援へつなげます。（包括的支援の観点）。
- **地域コミュニティの再構築**
利用者とドライバーが同一コミュニティの住民であることから、利用過程で自然とコミュニケーションが生まれ、希薄化が懸念される地域コミュニティの再構築や地域の福祉力向上に寄与します。

4 道路運送法上の整理

本活動の開始にあたり、町から団体へ法令遵守の指導を行い、**許可又は登録を要しない運送**としての中部運輸局への確認を完了しております。

- ・運転者への謝礼、報酬は一切支給しない。
- ・利用者からの収受金は、ガソリン代及び保険料の「**実費相当額**」のみとする。

5 既存公共交通との「棲み分け」ルール

地域住民の移動を支える既存公共交通の利用を基本とし、本事業は、既存公共交通だけでは対応が難しい移動ニーズを補完する取組とします。受付時にスクリーニング機能を設け、利用対象を適切に判断することにより、補完的な役割を逸脱することなく、**本事業の無秩序な拡大を防ぐ**こととしております。

【受付時のスクリーニングルールの徹底】

受付窓口となる担当者が、「まずは既存のバスやタクシー等を利用できないか」を必ず確認します。

利用を認めるケース（補完）	厳しく制限するケース（既存交通へ誘導）
・バス停まで歩けない方	・「安いから」等の経済的理由のみの利用
・自力で予約や乗降ができない方	・自力でバス・タクシーに乗車可能な方
・デマンド空き車両が無く予約が取れない方	・本来タクシーが担うべき高頻度・定期利用

6 実証運行結果報告（御岳おでかけ支援隊から報告）

「資料 4 - 2」参照

7 公共交通会議事務局対応方針

本事業は地域住民の自主活動ですが、町が団体と事業者の皆さまとの「連絡窓口（架け橋）」となり、連携・情報共有を図っていく体制を構築します。

- **実績の把握**：町は団体から「利用実績」や「既存交通へ案内・誘導した件数」の報告を定期的に受けます。
- **情報共有**：把握した実績等は、地域公共交通会議等の場を通じて皆さまへご報告いたします。
- **意見の反映**：事業者の皆さまから「この運用は競合の懸念がある」等のご意見をいただいた際は、町を通じて団体へ申し入れを行い、運用の適正化を図ります。
- **ボランティア輸送の仕組みの整備**：事前相談、法令確認、安全管理、既存交通との棲み分け、既存交通事業者への説明、公共交通会議への報告及び運行後の検証までの流れを示したスキームやマニュアル等を整備し、今回のような法令確認や関係者調整等が未了のまま運行準備が先行する事案の再発を防ぎます。

本活動につきまして、既存交通を補完する地域の福祉活動として、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【参考】これまでの経緯

時期	経緯と町の対応
令和7年末	御岳地区住民間でボランティア輸送の機運が高まる。 町は「事業内容整理」「法令確認」「既存事業者との事前調整」「公共交通会議での承認」「試行実施」等の手順について助言。
令和8年4月～6月	御岳地区団体は、住民説明会・登録会等を先行して実施。町が内容を確認したところ、当初案では有償運送に該当するリスクがあったため、運輸局への確認を強く要請。
令和8年6月～7月	団体と運輸局との間で調整が行われ、「法令に抵触しない適正な無償運送」となるよう事業内容（実費収受のルール等）が修正・確認された。（7月6日から試験運行開始）
令和8年7月～9月	既存交通事業者への説明